

清田区マスコットキャラクターの使用に関する要綱

平成24年3月16日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、清田区マスコットキャラクター「きよっち」(以下「マスコット」という。)の使用、承認等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な使用かつ積極的な活用を図り、清田区のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定めるマスコットとは、別図に定めるものをいう。

(マスコットの意匠に関する権利)

第3条 マスコットの意匠に関する一切の権利は、札幌市に属する。

(使用承認申請)

第4条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめ「清田区マスコットキャラクター使用承認申請書」(様式第1号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その限りではない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が使用する場合
- (2) 清田区内の町内会等の地域団体が、当該団体の会報、イベントのチラシなどに使用する場合
- (3) その他、区長が認めるとき。

2 区長が必要と認めるときは、マスコットを使用しようとする者に対し、使用または承認に関する資料を求めることができる。

(使用の承認)

第5条 区長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 清田区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある、若しくはこれらを支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人又は団体の売名に利用し、又はそのおそれがあるとき。
 - (5) その他、承認することが不相当と認められる場合
- 2 区長は、前項に基づき使用を承認したときは、「清田区マスコットキャラクター使用承認通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
 - 3 区長は、第1項の規定に基づき審査した結果、使用が不適切と判断したときは、「清田区マスコットキャラクター使用不承認通知書」(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 区長が特に認めた場合を除き、デザインの改変、描き足し、一部消去及び色調の改変を行わないこと。
- (3) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 使用に際しては、区長が特に認めた場合を除き、「清田区マスコットキャラクターきよっち」と表示するなど、清田区のマスコットキャラクターであることを明記すること。

(承認の取消)

第7条 区長は、マスコットの使用が、この要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、第5条第1項の承認を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により承認を取り消すときは、申請者に理由を付して書面で通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された

物品等をいかなる場合にあっても、使用してはならない。

4 承認を取り消されたことにより生じた損害に対して、札幌市は一切の責任を負わない。

(使用に際して生じた損害に対する責任)

第8条 札幌市は、マスコットの使用に際して、自己や第三者へ損害を与えた場合においても一切の責任を負わない。

(使用料)

第9条 マスコットの使用料は無償とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 清田区長
(担当課 市民部地域振興課)

(申請者名)

住所 _____

氏名 _____

担当者 _____

清田区マスコットキャラクター使用承認申請書

清田区マスコットキャラクターを下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用に当たっては、清田区マスコットキャラクターの使用に関する要綱に定める事項及び使用許可に際し付された条件を遵守します。

記

使用目的	
使用内容	
使用場所・数量	
使用期間	自) 年 月 日 ~ 至) 年 月 日
備考	

※ 申請に当たっては、別途、使用する団体の概要がわかる書類及び企画書等事業の概要がわかる書類を提出していただく場合があります。

※ 使用期間は一つの行事又は企画の開始から終了までとし、長期にわたる場合は、年度ごとに申請を行っていただく場合があります。

(様式2)

札清地振第 号
平成 年(20××年) 月 日

(申請者名) 様

清田区長
(担当課 市民部地域振興課)

清田区マスコットキャラクター使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、清田区マスコットキャラクター使用承認申請については、下記のとおり承認します。

記

使用目的	
使用内容	
使用場所・数量	
使用期間	自) 年 月 日 ~ 至) 年 月 日
条件	<p>下記事項のほか、清田区マスコットキャラクターの使用に関する要綱を確認し遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none">承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。区長が特に認めた場合を除き、デザインの改変、描き足し、一部消去及び色調の改変を行わないこと。承認を受けた者はこれを譲渡し、または転貸しないこと。使用に際しては、区長が特に認めた場合を除き、清田区のマスコットキャラクターであることを明記すること。きよっちの名称を使用した物品の製造・販売等を行う場合、区が製造者ではないことを表示するなど必要な措置を講じること。承認にかかる物品等の完成品については、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。商標登録の出願を行わないこと。その他、定めのない事項については清田区の指示に従うこと。

(様式3)

札清地振第 号
年(20××年) 月 日

(申請者名) 様

清田区長
(担当課 市民部地域振興課)

清田区マスコットキャラクター使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、清田区マスコットキャラクター使用承認申請については、下記の理由により不承認としますので通知します。

記

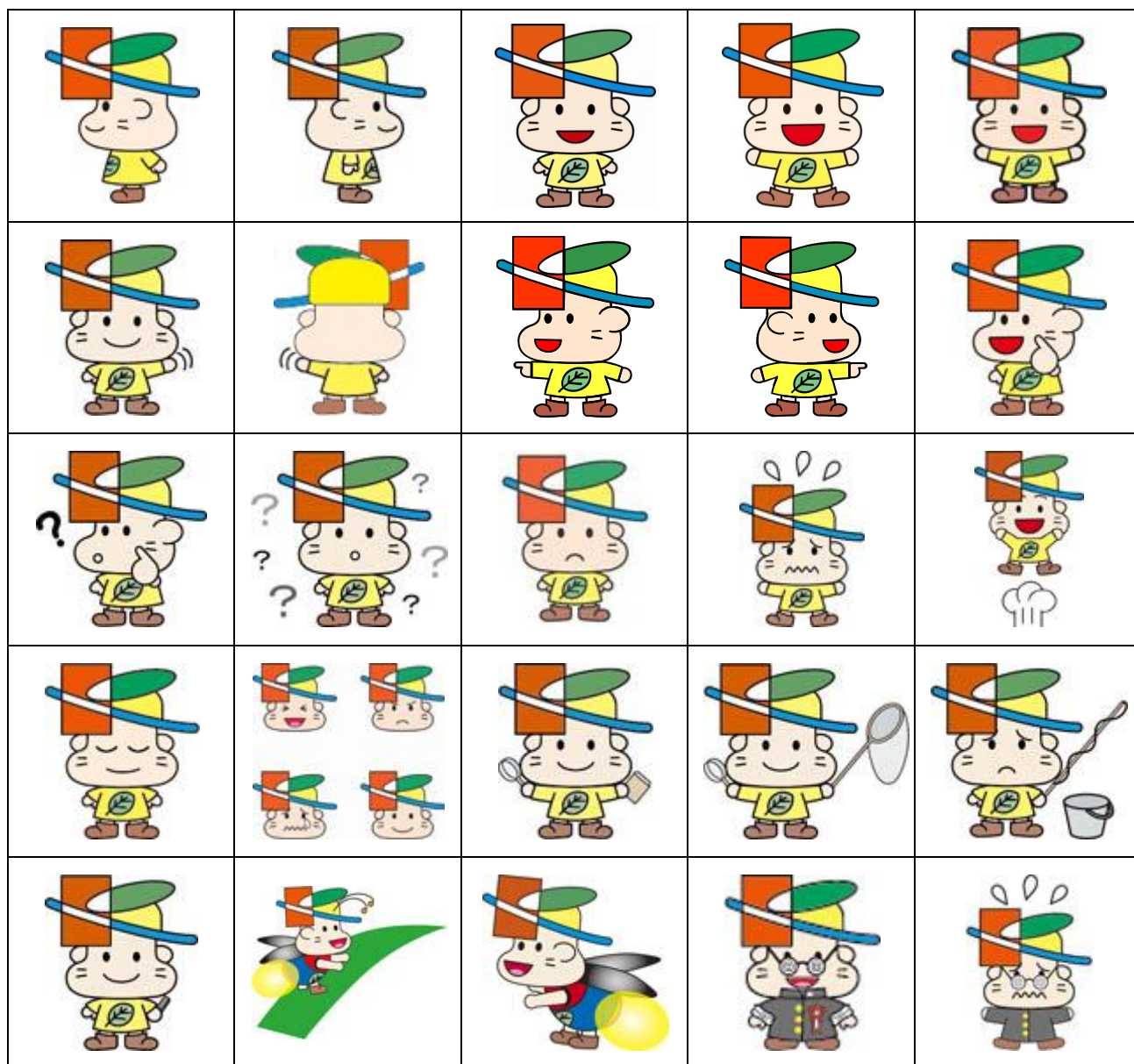
使用目的	
使用内容	
使用場所・数量	
使用期間	自) 年 月 日 ~ 至) 年 月 日
不承認の理由	

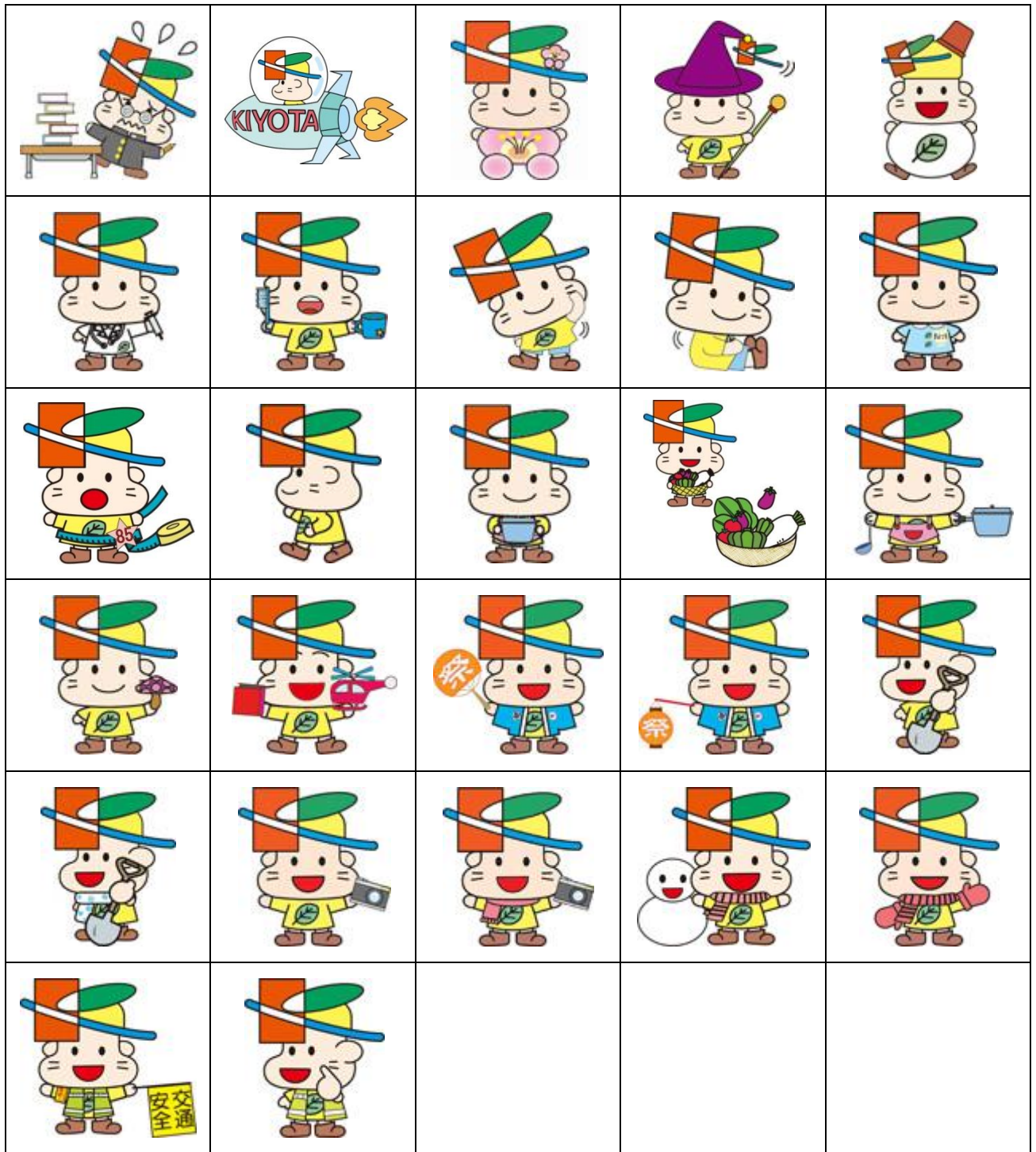
(別図)



清田区マスコットキャラクター きよっち

(各種ポーズ)





※きよっちの各種ポーズは、上に掲げる以外、清田区が必要に応じて作成し提供することができる。

※上記の図の使用に当たっては、図に併せて「清田区マスコットキャラクター きよっち」

と表示するなど、清田区マスコットキャラクターであることを明記すること。